

**第7期太宰府市障がい福祉計画
第3期太宰府市障がい児福祉計画**

令和6年3月
太宰府市

第1章 計画の策定にあたって

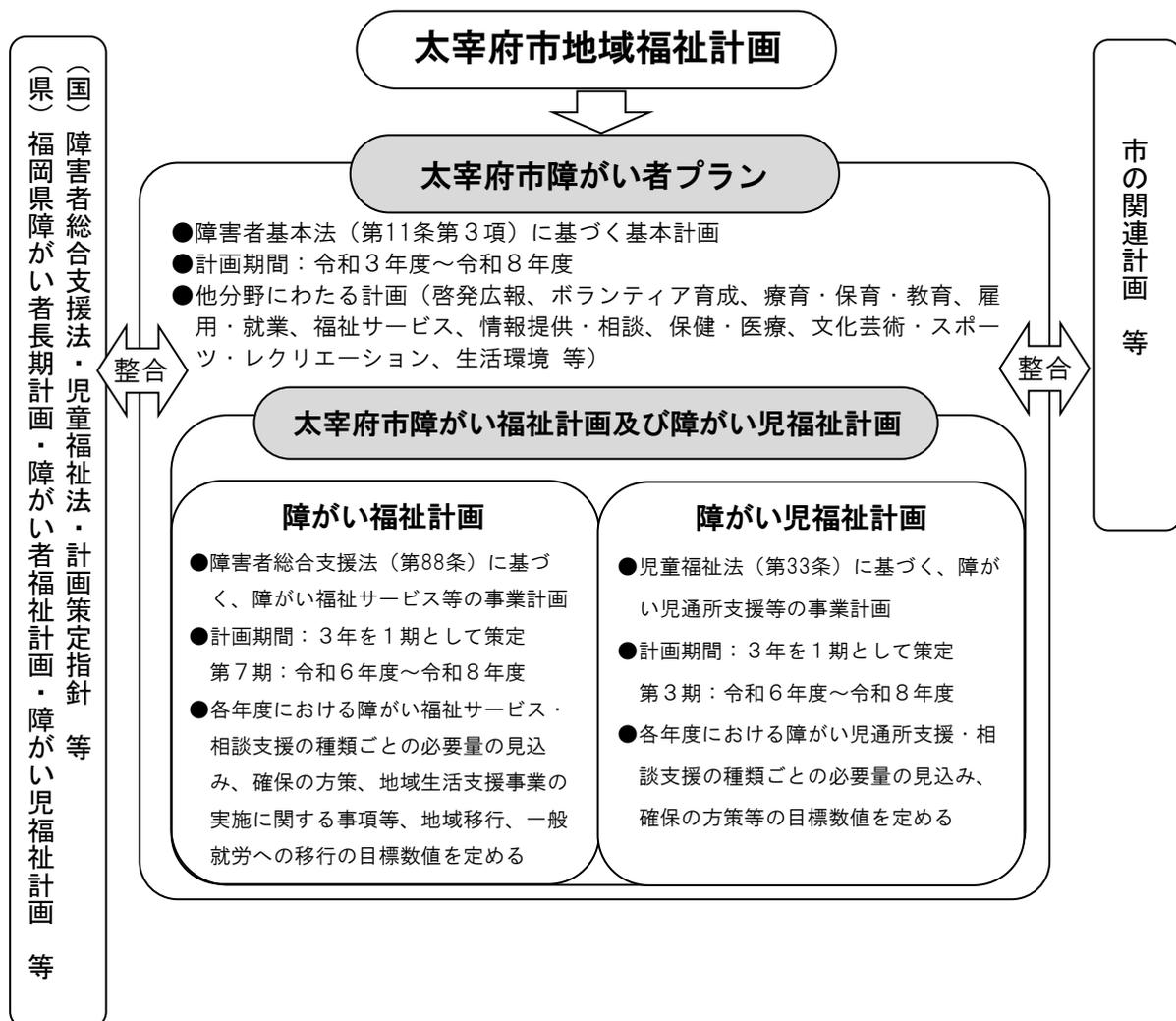
第1節 計画の位置づけ

◆太宰府市障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされる福祉サービスを計画的に整備するための計画です。

◆太宰府市障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保を図るための計画です。



第2節 計画の期間

第7期太宰府市障がい福祉計画・第3期太宰府市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

| | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 障がい者 プラン | → | | ← 第5次 → | | | | | ← | | |
| 障がい 福祉計画 | → | | ← | | | ← 第7期 → | | ← | | |
| 障がい児 福祉計画 | → | | ← | | | ← 第3期 → | | ← | | |

第2章 第7期障がい福祉計画

第1節 令和8年度の成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

第6期計画の検証

施設入所者の地域生活への移行については、地域生活移行者数は未達成ですが、施設入所者減少数については、目標を上回る減少数となっています。

| 項目 | 令和5年度末 目標値 | 令和4年度末 実績値 |
|----------|-------------------|-------------------|
| 地域生活移行者数 | 4人 | 2人 |
| 施設入所者減少数 | 1人減少 (入所者 55人) | 3人減少 (入所者 53人) |

国の基本指針

① 地域生活に移行する人数

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 施設入所者の減少数

令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

本市の成果目標

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------|------|---|
| ① 地域生活に移行する人数 | 4人 | 令和4年度末時点での施設入所者は53人であり、国の指針に基づいて算出した4人を第7期計画における目標値として設定する。 |
| | 7.5% | |
| ② 施設入所者の減少数 | 3人 | 令和4年度末時点での施設入所者は53人であり、国の指針に基づいて算出した3人を第7期計画における目標値として設定する。 |
| | 5.6% | |

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画の検証

第6期計画では、計画最終年である令和5年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていましたが、筑紫保健福祉環境事務所及び筑紫地区5市による、協議の場の設置に向けた準備会において、地域の現状と課題の整理とアセスメントを行っている状況です。

国の基本指針

① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）を目標値として設定する。

③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69.8%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

本市の成果目標

国の基本指針で定められた3項目については、第6期計画に引き続き、本市独自の目標値の設定は行いません。しかし、本市においても精神病床等から退院した人が、スムーズに地域での生活を始められるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組むとともに、福岡県とともに精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することで、精神障がい者の地域移行や地域定着を進めます。

3. 地域生活支援の充実

第6期計画の検証

国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1か所整備することを目標としており、令和5年4月に相談機能と緊急時の受入れ機能の整備を達成しています。

国の基本指針

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

本市の成果目標

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の充実を積極的に推進していくことが求められます。

今後も、筑紫地区地域自立支援協議会等の協議の場を活用し取り組みます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

第6期計画の検証

福祉施設から一般就労への移行について、第6期計画の目標値について、就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数が未達成となっておりますが、他の項目については達成しています。

| 項目 | 令和5年度末 目標値 | 令和4年度末 実績値 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 一般就労への移行者数 | 4人 | 10人 |
| うち就労移行支援における移行者数 | 2人 | 9人 |
| うち就労継続支援A型事業における移行者数 | 1人 | 1人 |
| うち就労継続支援B型事業における移行者数 | 1人 | 0人 |
| 就労定着支援利用者数 | 3人 | 10人 |

国の基本指針

① 一般就労への移行者数

令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、

- ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和5年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することを基本とする。
- ・就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、就労継続支援A型は令和3年度の一般就労への移行実績のおおむね1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上をめざすこととする。

② 就労移行率5割以上の事業所数

就労移行支援事業利用者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

③ 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

④ 就労定着率7割以上の事業所数

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

本市の成果目標

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------------------|---------|--|
| ①一般就労への移行者数 | 10人 | 令和3年度の一般就労への移行者数の実績は5人であるが、①-1～①-3の目標の合計値である10人を令和8年度における目標値として設定する。 |
| | 2倍 | |
| ①-1 就労移行支援における移行者数 | 7人 | 令和3年度の就労移行支援における一般就労への移行者数の実績は5人であり、国の指針に基づいて算出した7人を令和8年度における目標値として設定する。 |
| | 1.40倍 | |
| ①-2 就労継続支援A型事業における移行者数 | 2人 | 令和3年度の就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は0人であり、国の指針に基づいて算出した2人を令和8年度における目標値として設定する。 |
| | 1.29倍以上 | |
| ①-3 就労継続支援B型事業における移行者数 | 1人 | 令和3年度の就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は0人であり、国の指針に基づいて算出した1人を令和8年度における目標値として設定する。 |
| | 1.28倍以上 | |
| ② 就労移行率5割以上の事業所数 | - | 本市には、就労移行支援を実施する事業所がないため、目標値の設定は行わない。 市外事業所のサービスを利用している利用者については、その状況を定期的に把握し、就労移行を支援する。 |
| ③ 就労定着支援事業の利用者数 | 10人 | 令和3年度の就労定着支援事業利用者数実績は7人であり、国の指針に基づいて算出した10人を令和8年度の目標値として設定する。 |
| | 1.43倍 | |
| ④ 就労定着率7割以上の事業所数 | - | 本市には、就労定着支援を実施する事業所がないため、目標値の設定は行わない。 市外事業所のサービスを利用している利用者については、その状況を定期的に把握し、就労定着を支援する。 |

5. 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画の検証

令和3年4月に直営型の基幹相談支援センターを1か所設置し、専門的職員の配置による総合的・専門的な相談支援の実施を達成しています。また、地域の相談支援事業者に対する指導や助言、相談支援の人材育成等の活動実施については、十分とは言い難く、課題が残る状況です。

国の基本指針

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 基幹相談支援センターの設置 | 基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 | 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。 |

本市の成果目標

| 項目 | 考え方 |
|---------------|--|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置済の基幹相談支援センターに、専門的職員の配置等を行い、更なる充実を図ることを目標とする。 |

| | |
|--|---|
| <p>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化</p> | <p>基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に対する指導や助言、相談支援の人材育成等の活動を十分に実施できるよう、ネットワーク会議における事例検証や相談支援事業所への訪問、各種研修への参加促進等による市全体の相談支援体制の充実を図る。</p> |
| <p>協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善</p> | <p>筑紫地区地域自立支援協議会相談支援部会等において、相談支援事業所とともに事例検討等を行うものとする。</p> |

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

第6期計画の検証

福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修には、毎年延べ10人程度の職員が参加しています。また、令和4年度から障がい福祉サービス給付費の請求審査ソフトを導入し、審査結果について職員間や事業所との共有に努めています。指導監査結果等については、必要に応じて関係市町村と共有することとしています。

国の基本指針

サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取り組みを行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取り組みを通じて利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市の成果目標

| 項目 | 考え方 |
|-----------------------------|--|
| 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 活動指標において、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。 |
| 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制について、計画期間内の整備をめざし、その実施回数の見込みについては、活動指標にて定める。 |
| 指導監査結果の関係市町村との共有 | 県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と今後も共有していく。 |

第2節 自立支援給付の量の見込みと確保方策

1. 訪問系サービス

| サービス名 | 内容 |
|--------------|--|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 知的・精神障がいにより行動に著しい困難を有し常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。 |

■見込み量と確保方策

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。特に「重度障害者等包括支援」などのサービスについては、利用者のニーズを的確に把握し、サービス事業者の確保に努めます。

ホームヘルパーに対する講座・講習等の受講を勧め、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

| サービス | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|------------|-------|------|--------|-------|-------|-------|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅介護 | 延利用時間 | 時間/月 | 2,475 | 2,498 | 2,520 | 2,543 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 110 | 111 | 112 | 113 |
| 重度訪問介護 | 延利用時間 | 時間/月 | 311 | 622 | 622 | 933 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 1 | 2 | 2 | 3 |
| 同行援護 | 延利用時間 | 時間/月 | 239 | 254 | 270 | 286 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 行動援護 | 延利用時間 | 時間/月 | 131 | 153 | 174 | 196 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 重度障害者等包括支援 | 延利用時間 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2. 日中活動系サービス（介護給付）

| サービス名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

■見込み量と確保方策

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。

緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

| サービス名 | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | | |
|-------|------------|------|--------|-------|-------|-------|--|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 生活介護 | 延利用日数 | 人日/月 | 1,890 | 1,908 | 1,926 | 1,944 | |
| | 利用実人数 | 人/月 | 105 | 106 | 107 | 108 | |
| | うち重度障がい者人数 | 人/月 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| 療養介護 | 利用実人数 | 人/月 | 11 | 12 | 13 | 14 | |
| 短期入所 | 延利用日数 | 人日/月 | 120 | 168 | 233 | 282 | |
| | 利用実人数 | 人/月 | 23 | 32 | 44 | 53 | |
| | うち重度障がい者人数 | 人/月 | 5 | 7 | 9 | 12 | |

3. 日中活動系サービス（訓練等給付）

| サービス名 | 内容 |
|----------------------------|--|
| 自立訓練 （機能訓練・生活訓練） | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| （新設）就労選択支援 | 本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 （A型：雇用型・B型：非雇用型） | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者について、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |

■見込み量と確保方策

「就労移行支援」については、事業を終了した後一般企業等で働くことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組みます。

「就労継続支援」については、工賃の確保にも留意していきます。

「就労定着支援」については、一般就労した障がい者の定着をすすめるため、多様な事業者の参入を促進します。

| サービス名 | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|----------------|-------|------|--------|-------|-------|-------|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自立訓練 （機能訓練） | 延利用日数 | 人日/月 | 36 | 54 | 72 | 90 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 自立訓練 （生活訓練） | 延利用日数 | 人日/月 | 129 | 145 | 161 | 177 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 就労選択支援 | 延利用日数 | 人日/月 | - | - | 86 | 86 |
| | 利用実人数 | 人/月 | - | - | 5 | 5 |
| 就労移行支援 | 延利用日数 | 人日/月 | 581 | 667 | 684 | 701 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 34 | 39 | 40 | 41 |
| 就労継続支援 （A型） | 延利用日数 | 人日/月 | 1,609 | 1,782 | 1,972 | 2,180 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 93 | 103 | 114 | 126 |
| 就労継続支援 （B型） | 延利用日数 | 人日/月 | 3247 | 3608 | 4018 | 4477 |
| | 利用実人数 | 人/月 | 198 | 220 | 245 | 273 |
| 就労定着支援 | 利用実人数 | 人/月 | 12 | 15 | 19 | 24 |

4. 居住系サービス

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 自立生活援助 | ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行います。 |
| 施設入所支援 | 障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

■見込み量と確保方策

「自立生活援助」については、居宅に移った障がい者の地域生活を促進するため、多様な事業者の参入を促進します。

「共同生活援助(グループホーム)」については、障がい者の地域での生活の場として整備をすすめるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供等を積極的に行い、多様な事業者の参入を促進するとともに、空き家等の活用を検討していきます。

「施設入所支援」については、障害支援区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、県等と連携して必要定員を確保していきます。

| サービス名 | 単位 | | 実績(見込) | 計画値 | | | |
|---------------------|------------|-----|--------|-------|-------|-------|--|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 自立生活援助 | 利用実人数 | 人/月 | 0 | 1 | 2 | 3 | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用実人数 | 人/月 | 79 | 87 | 95 | 104 | |
| | うち重度障がい者人数 | 人/月 | 2 | 2 | 3 | 3 | |
| 施設入所支援 | 利用実人数 | 人/月 | 52 | 51 | 50 | 50 | |

5. 相談支援

| サービス名 | 内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画の作成、サービス等の利用状況のモニタリング、事業者等との連絡調整等を行います。 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。 |

■見込み量と確保方策

「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業者となるサービス事業者の参入を積極的に行い、サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

「地域移行支援」、「地域定着支援」については、施設や病院等に長期入院する障がい者のうち退所・退院を希望する障がい者に対する支援であり、実施にあたっては県等と連携して必要定員を確保していきます。

| サービス名 | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | | |
|--------|-------|-----|--------|-------|-------|-------|--|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 計画相談支援 | 利用実人数 | 人/月 | 566 | 628 | 697 | 774 | |
| 地域移行支援 | 利用実人数 | 人/月 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 地域定着支援 | 利用実人数 | 人/月 | 1 | 2 | 3 | 4 | |

第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

| サービス名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 障害者相談支援事業 | 障がい者や家族等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業として、筑紫地区地域活動支援センター「つくしびあ」において実施します。 |
| 地域自立支援協議会 | 相談支援事業を中心に障がい者の地域生活を支えるネットワークの中核機関として、筑紫地区で共同して「地域自立支援協議会」を設置しています。 |
| 基幹相談支援センター | 総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。 |

■見込み量と確保方策

障がい者等及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。また、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置を行い、地域の人材育成や相談支援体制の整備に努めます。

| サービス名 | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | | |
|-------------------|-------|----|--------|-------|-------|-------|--|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 障害者相談支援事業 | か所数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 地域自立支援協議会 | か所数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 基幹相談支援センター | か所数 | か所 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | - | 有 | 有 | 有 | 有 | |

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。

■見込み量と確保方策

継続して事業を行い、障がい者の必要な援助として権利擁護の取り組みをすすめていきます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 2 | 3 | 3 | 3 |

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保しつつサービスの提供に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 延利用者数 | 人 | 515 | 526 | 538 | 550 |

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

■見込み量と確保方策

安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図ります。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|----|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 延利用時間 | 時間 | 4,874 | 5,130 | 5,472 | 5,814 |
| 利用実人数 | 人 | 57 | 60 | 64 | 68 |

(5) 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具や自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。

| サービス名 | 内容 |
|-----------------------|------------------------------------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等 |
| 排泄管理支援用具 | ストマ装具、紙おむつ等、収尿器 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

■見込み量と確保方策

障がい者が安定した日常生活を送るため、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。

| サービス名 | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | | |
|-----------------------|------|---|--------|-------|-------|-------|--|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 介護・訓練支援用具 | 給付件数 | 件 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| 自立生活支援用具 | 給付件数 | 件 | 9 | 9 | 9 | 9 | |
| 在宅療養等支援用具 | 給付件数 | 件 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 給付件数 | 件 | 11 | 11 | 11 | 11 | |
| 排泄管理支援用具 | 給付件数 | 件 | 1,674 | 1,749 | 1,828 | 1,910 | |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 給付件数 | 件 | 3 | 3 | 3 | 3 | |

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業として、筑紫地区地域活動支援センター「つくしびあ」において実施します。

また、市内の非営利活動法人が、地域活動支援センターⅢ型事業として小規模作業所を開設し、運営を行っています。

■見込み量と確保方策

地域活動支援センターに通うことができる障がい者等の把握に努め、活動内容の充実を図ります。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|----|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施か所数 | か所 | 2 | 2 | 2 | 2 |

（7）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、手話による支援に従事できる人材の確保に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 修了者数 | 人 | 30 | 30 | 30 | 30 |

2. その他の事業（任意事業）

（1）身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加を促進する事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がい者の社会参加を支援します。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(2) 自動車運転免許取得費助成事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加を促進する事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がい者の社会参加を支援します。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(3) 日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者等の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、地域で安心して生活ができるよう、適切なサービスの実施に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 22 | 22 | 22 | 22 |

(4) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な障がい者等に対し、居宅に移動入浴車により訪問し、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図るとともに、その障がい者等の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、適切なサービスの実施に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 5 | 5 | 6 | 6 |

(5) 障害者更生訓練費支給事業

就労移行支援事業の利用者に対し、通所にかかる交通費の負担を軽減し、一般就労の促進等を図る事業です。

■見込み量と確保方策

一般就労への移行を促進するため、適切なサービスの実施に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 20 | 20 | 21 | 21 |

(6) 福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において生活することが困難な障がい者に対して、低額な料金で、居室等を提供して、日常生活に必要な支援を行います。

■見込み量と確保方策

事業の周知・啓発活動を行い、支援を必要とする人を利用へつなげ、効果的な事業実施に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|---|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人 | 0 | 1 | 1 | 1 |

第4節 その他の活動指標

1. 発達障がいの人・子どもに対する支援

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数及び実施者数

■国の考え方

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市における発達障がい者の数を勘案し、プログラムの受講者数及びプログラムの実施者数の見込みを設定する。

■見込み量と確保方策

本市では、発達障がい児及び家族への支援として、個別やグループでの発達支援を実施していますが、ペアレントトレーニング等については実施していません。障がいのある子ども一人ひとりの個性に応じた育ちを親子が共に、実践的に学べる機会を充実させるため、今後、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施に向けて検討をすすめます。

(2) ペアレントメンターの人数

■国の考え方

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

■見込み量と確保方策

本市では、子どもの発達や療育についての相談支援を実施していますが、ペアレントメンターの養成は実施していません。発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成に向けて、関係機関と連携して検討していきます。

(3) ピアサポートの活動への参加人数

■国の考え方

現状のピアサポートの活動状況及び市における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■見込み量と確保方策

発達障がいの子を持つ保護者や家族、本人同士等が集まりお互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動については、本市では実施していませんが、筑紫地区管内の「福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）Life」等で開催されています。相談支援の中で、発達障がい者等やその家族に、発達障がい者（児）支援センターの活動を紹介し、参加を促すなど、ピアサポート活動へ参加しやすい環境づくりをすすめます。また、より身近な地域で活動できるよう、本市においても、ピアサポート活動の実施に向けた検討をすすめます。

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------------|---|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。 |
| 精神障がい者の地域移行支援 | 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。 |
| 精神障がい者の地域定着支援 | |
| 精神障がい者の共同生活援助 | |
| 精神障がい者の自立生活援助 | |
| 精神障がい者の自立訓練（生活訓練） | |

■見込み量と確保方策

協議の場の開催回数や参加者数、目標設定については、協議の場の設置とあわせて検討をすすめます。精神障がい者のサービスの利用については、サービス全体の見込み量を踏まえ、目標設定を行い、障がいの種別によらず、サービスを利用できる環境づくりを推進します。

| 項目 | 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | | |
|-------------------|-------|---|--------|-------|-------|-------|--|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 精神障がい者の地域移行支援 | 利用実人数 | 人 | 0 | 1 | 2 | 3 | |
| 精神障がい者の地域定着支援 | 利用実人数 | 人 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 精神障がい者の共同生活援助 | 利用実人数 | 人 | 45 | 49 | 54 | 59 | |
| 精神障がい者の自立生活援助 | 利用実人数 | 人 | 0 | 1 | 2 | 3 | |
| 精神障がい者の自立訓練（生活訓練） | 利用実人数 | 人 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

3. 障がい福祉サービスの質の向上を図るための取り組み

| 項目 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 福岡県の実施する研修への職員参加人数 | 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定します。 |
| 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。 |
| 指導監査結果の関係市町村との共有 | 県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定します。 |

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、定期的な情報共有を行うことで各種サービスの質の向上に努めます。

| 項目 | 単位 | 実績（見込） | 計画値 | | |
|---------------------------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 福岡県の実施する研修への職員参加人数（年間） | 人 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（年間） | 体制の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 指導監査結果の関係市町村との共有 | 体制の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 |

第 3 章 第 3 期障がい児福祉計画

第 1 節 令和 8 年度の成果目標

第 2 期計画の検証

第 2 期計画では、以下の整備について目標値を設定しており、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を除く項目では、目標を達成しています。

| 項目 | 令和 5 年度末 目標値 | 令和 4 年度末 実績値 |
|---|-----------------|-----------------|
| 児童発達支援センターの設置数 | 1 か所 | 2 か所 |
| 保育所等訪問支援の実施 | 有 | 有 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数 | 1 か所 | 2 か所 |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数 | 1 か所 | 2 か所 |
| 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場 | 設置 | 未設置 |

国の基本指針

①児童発達支援センターの設置

令和 8 年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。

②障がい児の地域社会への参加・包容の推進

令和 8 年度末までに児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。

③重症心身障がい児への支援

令和 8 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。

④医療的ケア児支援

令和 8 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の成果目標

国の基本指針に示された目標値を達成している項目については、今後もニーズの動向を注視しながら、体制を維持継続します。

また、医療的ケア児への支援については、現状では、ネットワーク会議や筑紫地区地域自立支援協議会において協議しており、協議の場の設置については、引き続き検討します。

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|--|------|------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 維持継続 | 既に設置済みであるため、維持継続する。 |
| 障がい児の地域社会への参加・包容の推進 | 維持継続 | 保育所等訪問支援は既に設置済みであるため、維持継続する。 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 維持継続 | 既に設置済みであるため、維持継続する。 |
| 医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置 | 設置 | 設置に向けて検討をすすめる。 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 維持継続 | 既に設置済みであるため、維持継続する。 |

第2節 障がい児通所支援等の量の見込みと確保方策

1. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■見込み量と確保方策

障がいの早期発見・療育により、利用が増加することが見込まれることから、サービスの提供体制の確保に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|------|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 延利用日数 | 人日/月 | 1,111 | 1,293 | 1,505 | 1,757 |
| 利用実人数 | 人/月 | 110 | 128 | 149 | 174 |

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進のための支援を行います。

■見込み量と確保方策

ニーズの高いサービスであり、サービスの提供体制を拡大できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|------|--------|-------|-------|-------|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 延利用日数 | 人日/月 | 3,850 | 4,551 | 5,375 | 6,347 |
| 利用実人数 | 人/月 | 313 | 370 | 437 | 516 |

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に生活できる環境づくりをすすめます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|------|--------|-------|-------|-------|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 延利用日数 | 人日/月 | 6 | 7 | 8 | 10 |
| 利用実人数 | 人/月 | 5 | 6 | 7 | 8 |

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込み量と確保方策

現状ではサービスの利用はありませんが、ニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|------|--------|-------|-------|-------|
| | | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 延利用日数 | 人日/月 | 0 | 4 | 8 | 12 |
| 利用実人数 | 人/月 | 0 | 1 | 2 | 3 |

2. 相談支援等

(1) 障がい児相談支援

障がい児通所支援等の利用者数を勘案し、原則として3年間で計画的にすべての利用者を対象として、障がい児支援利用計画の利用者数を見込みます。

■見込み量と確保方策

サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

| 単位 | | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用実人数 | 人/月 | 459 | 532 | 616 | 713 |

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置

医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

■見込み量と確保方策

医療的ケア児が必要とする各分野の支援の利用を調整できるコーディネーターの配置体制を確保するため、専門的職員の配置を継続します。

| 項目 | 単位 | 実績（見込） | 計画値 | | |
|-------------|----|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| コーディネーター設置数 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |